

申請日を記入
（申請受付期間）
令和6年4月15日～令和6年4月30日

交付申請書

令和6年 4月 15日

浜松市長 中野 祐介 様

- ・本人直筆の場合は押印不要
- ・PC入力等で記名の場合は押印必要

所在地 〒430-8652
浜松市中央区元城町103-2

会社名

法人の場合
代表者印（丸印）を押印

代表者役職・氏名 浜松 太郎

※申請段階の申請希望補助額合計が予算を超えた場合は、予算内で按分し希望申請補助金額より減額した交付決定を行いますので、予めご了承願います。

《補助金交付申請額の考え方》

例1：補助対象経費（税抜き）合計が300万円の場合
→3,00,000円×1/2 = 1,500,000円
上限額が50万円のため、補助交付申請額は500,000円

例2：補助対象経費（税抜き）合計が84万5千円の場合
→845,000円×1/2 = 422,500円
千円未満切捨てのため、交付申請額は422,000円

例3：補助対象経費（税抜き）合計が18万円の場合
→180,000円×1/2 = 90,000円
下限額が10万円のため、申請不可

浜松市中央
関係書類を添

第3号様式の「1収入 今回の補助金」と一致させること。

1 補助金交付申請額

4 2 2 0 0 0 円

補助金上限額：50万円、補助金下限額：10万円
※10万円を下回る場合は申請不可

（経費を除く額）×1/2 ※千円未満切捨て、上限500,000円

2 申請者情報

申請者属性	<input type="checkbox"/> 法人	<input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主	<input type="checkbox"/> その他団体等
申請者名 <small>※社名もしくは個人名</small>	(加) ハママツ タロウ 浜松 太郎		
所在地	〒 430 - 8652 浜松市中央区元城町103-2		
代表者役職 <small>※法人のみ</small>		代表者名 <small>※法人のみ</small>	
資本金 <small>※法人のみ</small>	万円	常時雇用する従業員	2 人
設立年月日 <small>※法人のみ</small>	(西暦) 年 月 日	生年月日 <small>※個人事業主のみ</small>	(西暦) 1980年 1月 1日
法人番号 <small>※法人のみ</small>			
業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input checked="" type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 水産業 <input type="checkbox"/> その他		

3 本申請に係る担当者情報 ※日中連絡が取れる電話番号を漏れなく記載してください。

担当者氏名	浜松 太郎		
電話番号・FAX	(電話) 090-1111-1111 053-000-0000	(FAX) 053-111-1111	
E-mail	noushin@city.hamamatsu.shizuoka.jp		
住	書類等の確認の担当者・連絡先になります。連絡が付き電話番号を必ず記載すること。		

書類をやり取りする場合がありますので、FAXやE-mailがある場合は必ず記載すること。

4 補助金振込先に関する情報

浜松市中小事業者等省エネ設備導入事業費補助金に係る支払いは、次の口座に振り込んでください。

振込先金融機関									
〇〇	銀行・信金 農協・労金・信組	〇〇	本店 支店 営業部	金融機関コード	支店コード				
				1 2 3 4	5 6 7				
預金 (要)	補助金の支払い口座を記載 ※記載した口座が確認できる通帳等の写しを必ず添付すること（申請書類(7)） ※個人事業主の方で、口座名義人に屋号まで登録されている方は屋号も含め記入								
1 普通 2 当座 3 その他	1	2	3	4	5	6	7	ハママツ タロウ	

(振込先の口座は当該法人（個人事業主の場合は本人）の口座に限ります。)

【事業区分2 農業用省エネ技術等導入支援用】 申請書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）→記載例別紙2参照
- (2) 補助事業実施計画書（様式第2-2号）→記載例別紙3参照
- (3) 補助事業収支予算書（様式第3号）→記載例別紙4参照
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書（写）または市民税・県民税特別徴収未実施理由書→記載例別紙5参照
- (6) 見積書（見積有効期限が交付申請日を含むものに限る。）
- (7) 交付申請書（様式第1号）の「4補助金振込先に関する情報」（金融機関名、口座番号、名義人、フリガナ等）が分かる書類（預金通帳（写）等）
- (8) 農業経営改善計画認定書の写し^{※1}（認定農業者の場合）又は、青年等就農計画認定書の写し^{※1}（認定新規就農者の場合。なお、令和元年4月1日以降に認定を受けた者に限る）
別紙1①④参照
 ※1 いずれも、**基準日（令和6年3月1日）が「認定の有効期間」内の認定書のみ対象**とする。
- (9) 「農業経営収入保険（令和5年又は令和6年）^{※2}」、「令和5年度施設園芸セーフティネット構築事業」、「令和6年度配合飼料価格安定基金」、「園芸施設共済（令和5年度又は令和6年度）」のいずれかへ加入済であることを証明する書類等（写）^{※3}（令和7年（度）の加入は対象外）
 ※2 法人の場合、保険対象期間は令和5年度又は令和6年度とする。
 ※3 保険証書や共済証券等の加入済の証明書が手元に届いていない場合は、交付申請書の提出日（締切：令和6年4月30日）より以前の日付の申込の受付印等がある加入申請書や加入申込書を提出すること。
- (10) 事業区分2「農業用省エネ技術等導入支援」申請用チェック表
 全ての項目をチェックしたうえで提出

※(6)(7)(8)(9)は申請者本人のもの

(申請者と異なる場合は、申請できない場合があるので、事前にご相談ください)

記載例 (事業区分2 農業用省エネ技術等導入支援用)

術等導入支援
術等導入支援
4 水産業用省エネ技術等導入支援

補助事業実施計画書

1 申請する事業区分

「2 農業用省エネ技術等導入支援」に丸を付ける

事業区分 (要選択)	2 農業用省エネ技術等導入支援
	3 林業用省エネ技術等導入支援
	4 水産業用省エネ技術等導入支援
	5 畜産用省エネ技術等導入支援

本補助金は1事業者1申請、4つの区分のうちの1つの区分に限ります

2 補助事業の実施場所

※設置又は導入する場所

トラクター等の場合はそれを使用する主な圃場
※全て浜松市内であることが条件

実施場所	浜松市 中央 区 元城町103-2
------	-------------------

交付決定日は6月中・下旬を予定しておりますが、申請状況によっては更に遅くなる可能性があります。

3 補助事業実施予定期間

※交付決定日 (R6.6月中旬を予定) ~ R6.12.16までの期間

令和6年12月16日まで

実施予定期間	事業着手予定日	事業完了予定日
	交付決定日	令和6年 11 月 15 日

完了予定日：納品、支払が終了する予定日。予定日ですので実際の完了日は変更しても構いません。補助対象期間内（交付決定日～令和6年12月16日）に、発注・納品・支払い・実績報告（領収書・写真を添付）を行う必要があります。（特に口座引落の場合は、その口座の引落日が補助対象期間内であること。）実績報告書の締切日は令和6年12月16日です。期限内に提出されないと交付決定されても補助金交付できませんのでご注意ください。

4 補助事業により設置又は導入する省エネ設備

①

製品名	選果機
メーカー	A社
型番	AAA101
設置・導入台数	1台
目的	最新の選果機の導入により、ミカンの選果作業の省エネ化に加え、省力化や作業効率の向上を図りランニングコストの低減に資する。
備考	

見積書で内容が確認できる製品名、メーカー、型番、台数を記載

具体的に導入機器がどのように省エネ化やランニングコスト低減に寄与するか記載すること。

② (複数設置する場合のみ記載)

製品名	うね立管理機
メーカー	B社
型番	B-1122
設置・導入台数	1台
目的	最新のうね立管理機の導入により、タマネギやサツマイモの作付け作業の省エネ化に加え、省力化や作業効率の向上を図りランニングコストの低減に資する。
備考	

複数申請する場合は②、③に記載

記載例 (事業区分 2 農業用省エネ技術等導入支援用)

補助事業収支予算書

1 収入

項目	予算額	備考
自己資金 ※1	507,500 円	
今回の補助金	422,000 円	845,000 円 (税抜き) × 1/2 = 422,500 円 千円未満切捨てのため、交付申請額は 422,000 円 ※消費税除く 補助対象経費 (消費税等補助対象外経費を除く額) × 1/2 ※千円未満切捨て、上限 500,000 円
合計 A	929,500 円	※消費税込み

第 1 号様式の「1 補助金交付申請額」と一致させること。

※1 預金取崩し、金融機関借入等、申請者自ら用立てる資金

2 支出

項目	予算額	備考
製品等購入費	845,000 円	※消費税除く 第 2-2 号様式の「4 補助事業により設置又は導入する省エネ設備補助金交付申請額」と整合性をとること。 ※見積書のどの部分に該当するのかが、わかるようにご記載ください。 ①選果機 (AAA101) : 590,000 円 ②うね立管理機 (B-1122) : 255,000 円
更新前設備の撤去費		・前提として、本補助金で新規に購入する製品と同じ機能を持つ古い製品を撤去・処分する場合のみ対象です。ただし、壁等に固定されているエアコンやヒートポンプ等を撤去・処分する場合のみ対象です。
更新前設備の処分費		・トラクター、管理機、選果機等の固定されてなく、動かすことのできるものは撤去・処分の対象外です。また、耐震補強目的で固定されているものは対象外です。
設		見積書に「〇〇一式」と記載されている場合は「製品購入費」にまとめて記載すること。撤去費や処分費等が分かれている場合は、撤去費や処分費の欄に記載すること。
運搬費		※中古品は対象外、新品のみ対象
工事費		※太陽光や太陽熱利用設備、蓄電池の設置、カーテン・ビニール・被覆材等の「資材」の購入は対象外
材料等経費		※農業用動力機械の修繕や「消耗品」「部品 (パーツ)」等の交換は対象外 ※付属装置 (アタッチメント) の単独購入は対象外 ※補助対象者が浜松市内で営む事業のみに用途を特定できないものは対象外 (例: 事務用のパソコン、プリンタ、自動車等車両、タブレット端末 等)
小計①	845,000 円	※消費税除く
補助対象外経費 (税抜き) ②		
消費税③	84,500 円	消費税
合計 (①+②+③) B	929,500 円	※消費税込み

※「1 収入 合計A」と「2 支出 合計B」の予算額が同一となるようにすること。

収入と支出の合計が一致すること。

添付する見積との整合がとれた内容を記載すること。

《市民税・県民税特別徴収未実施理由書の書き方》

○市民税・県民税の特別徴収を実施している場合は、「市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書（写）」をご提出ください。

○市民税・県民税の特別徴収を実施していない場合は、下記「市民税・県民税特別徴収未実施理由書」をご提出ください。

※右上に住所・氏名等を記載し、記入例1～4を参考に、申請時点での給与受給者全員について記載をお願いします。

●記入例1 従業員がいない

記				
特別徴収を実施していない理由	対象者氏名	生年月日	対象者氏名	生年月日
1 給与が少なく税額が引けない				
2 給与の支払が不定期				
3 乙欄給与 又は 他事業所で特別徴収されている				
4 事業専従者 (個人事業所のみ該当)				
5 上記1～4に該当しない 総従業員数が2人以下				
6 その他 (給与を支払っている 従業員がいない)				

●記入例2 個人事業所で事業専従者のみ

記				
特別徴収を実施していない理由	対象者氏名	生年月日	対象者氏名	生年月日
1 給与が少なく税額が引けない				
2 給与の支払が不定期				
3 乙欄給与 又は 他事業所で特別徴収されている				
4 事業専従者 (個人事業所のみ該当)	浜松 花子	昭和55年 5月1日	浜松 松雄	平成6年 12月22日
5 上記1～4に該当しない 総従業員数が2人以下				
6 その他 ()				

●記入例3 給与が少なく税額が引けない、又は 給与の支払が不定期（アルバイト等）の従業員がいる

記				
特別徴収を実施していない理由	対象者氏名	生年月日	対象者氏名	生年月日
1 給与が少なく税額が引けない	浜松 花子	昭和55年 5月1日	宇名木 さつき	昭和61年 10月3日
2 給与の支払が不定期	浜松 松雄	平成6年 12月22日		
3 乙欄給与 又は 他事業所で特別徴収されている				
4 事業専従者 (個人事業所のみ該当)				
5 上記1～4に該当しない 総従業員数が2人以下	浜松 太郎	昭和41年 2月15日	宇名木 家康	昭和63年 7月7日
6 その他 ()				

●記入例4 法人で代表者が会社から給与を得ている

記				
特別徴収を実施していない理由	対象者氏名	生年月日	対象者氏名	生年月日
1 給与が少なく税額が引けない				
2 給与の支払が不定期				
3 乙欄給与 又は 他事業所で特別徴収されている				
4 事業専従者 (個人事業所のみ該当)				
5 上記1～4に該当しない 総従業員数が2人以下	浜松 太郎	昭和41年 2月15日	宇名木 家康	昭和63年 7月7日
6 その他 ()				

●ご不明な点がある場合は、農業振興課（053-457-2331）へご連絡ください。

事業区分2「農業用省エネ技術等導入支援」申請用チェック表

令和6年4月15日

氏名： 浜松 太郎

すべての□に✓を入れて、他の申請書類と共に提出してください。(郵送申請の場合のみ)

提出書類

提出書類の確認ができましたら、左の□に✓を入れてください。注意事項を記載した裏面も確認してください。

✓	書類名	注意事項	備考	事務局 確認欄
<input checked="" type="checkbox"/>	(1) 【第1号様式】補助金交付申請書		記入の際には、記載例を確認すること。 別紙2～4参照	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	(2) 【第2-2号様式】補助事業実施計画書			<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	(3) 【第3号様式】補助事業収支予算書	「2 支出」の備考欄に、提出見積書のどれに該当するかをわかるように記載すること。		<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	(4) 【第4号様式】誓約書			<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	(5) 「市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書(写)」又は、「市民税・県民税特別徴収未実施理由書」		別紙5参照	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	(6) 交付申請書(様式第1号)の「4 補助金振込先に関する情報」が分かる書類(写)	金融機関名、口座番号、名義人、フリガナ等が分かる書類(預金通帳(写)等)		<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	(7) 見積書(写) ※金額の大小に関わらず、申請する補助対象経費すべてのものを提出 ※見積有効期限が交付申請日を含むものに限る。	【第3号様式】補助事業収支予算書中の「2 支出」欄に記載するどの補助対象経費分なのか、わかるように欄外に補助対象経費の項目を記載すること。	「資材」の購入、修繕や「消耗品」、「部品」等の交換は対象外	<input type="checkbox"/>
↓ (8) ①～②いずれか1つに✓				
<input checked="" type="checkbox"/>	(8) ①農業経営改善計画認定書の写し	基準日(令和6年3月1日)が「認定の有効期間内」の認定書のみ対象。	認定農業者	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(8) ②青年等就農計画認定書の写し	令和元年4月1日以降に認定を受けた者で、基準日(令和6年3月1日)が「認定の有効期間内」の認定書のみ対象。	認定新規就農者	<input type="checkbox"/>
↓ (9) ①～④のいずれか1つに✓				
<input checked="" type="checkbox"/>	(9) ①農業経営収入保険に加入済みであることを証明する書類等(写) ※保険証書等	令和5年又は令和6年を対象(法人の場合は令和5年度又は令和6年度を対象) ※令和7年(度)は対象外	【①、④について】 保険証書や共済証券等の加入済みの証明書が届いていない場合は、交付申請書の提出日(締切：令和6年4月30日)より以前の日付の申込の受付印等がある加入申請書や加入申込書を提出すること。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(9) ②令和5年度施設園芸セーフティネット構築事業に加入済みであることを証明する書類等(写)	提出する場合は事前に、農業振興課へ連絡をすること。 提出方法を指示します。(TEL:053-457-2331)		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(9) ③令和6年度配合飼料価格安定基金に加入済みであることを証明する書類等(写)			<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	(9) ④園芸施設共済に加入済みであることを証明する書類等(写) ※共済証券等	令和5年度又は令和6年度を対象 ※令和7年度は対象外		<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	(10) 事業区分2「農業用省エネ技術等導入支援」申請用チェック表(本チェック表) ※郵送申請のみ提出	すべての項目を確認したうえでチェック、日付、氏名を記入		<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	(11) その他、浜松市が必要であると判断した書類	事務局より指示があった場合のみ提出		<input type="checkbox"/>

裏面の確認も同じく行って下さい。

指示がない場合は☑不要です

注意事項

(裏面)

注意事項を確認し、チェックを入れてください。

✓	注意事項
✓	① 裏面提出書類（(1), (4), (5), (6), (7), (8), (9), (10)）の氏名はすべて同一申請者名で統一されていること。（申請者と異なる提出書類がある場合は、必ず事前に農業振興課（053-457-2331）にご相談ください。）
✓	② 申請受付期間は令和6年4月15日～令和6年4月30日（消印有効）までです。期間外の申請は受け付けません。 ※宛先は次の通りです。住所を間違えないこと。 宛先：浜松市省エネ設備導入事業費補助金事務局 <事業区分2担当> 宛 住所：〒430-0926 浜松市中央区砂山町353-3 大協土地ビル6F ※「交付申請」在中 と明記すること
✓	③ 事業区分1～4の中で、事業区分2「農業用省エネ技術等導入支援」のみの申請です。 ※本補助金は1事業者1申請、4つの区分のうちの1つの区分に限ります。
✓	④ 申請段階の申請希望補助額合計が予算を超えた場合は、申請希望補助金額より交付決定額を予算内で按分・減額します。
✓	⑤ 補助対象期間（交付決定日から、令和6年12月16日まで）の間に、発注・納品・支払い・実績報告（領収書・写真を添付）を行うこと。 ※口座引落の場合は、その口座の引落日が補助対象期間内であること
✓	⑥ 事業実績報告書(第12号様式)について、当該補助事業終了後90日以内に提出すること。 (最終) ※補助対象経費の「撤去・処分費」についての注意事項です
✓	⑦ 前提として、本補助金で新規に購入する製品と同じ機能を持つ古い製品を撤去・処分する場合のみ対象です。ただし、壁等に固定されているエアコンやヒートポンプ等を撤去・処分する場合のみです。 ※トラクター、管理機、選果機等固定されてなく動かすことができるものは撤去・処分費の対象外です。また、耐震補強目的で固定されているものは対象外です。
✓	⑧ 対象外の経費・物品を申請内容に含めていません。 【対象外となるもの】 ・太陽光や太陽熱利用設備、蓄電池の設置、カーテン・ビニール・被覆材等の「資材」の購入 ・付属装置(アタッチメント)の単独購入 ・農業用動力機械の修繕や「消耗品」「部品(パーツ)」等の交換
✓	⑨ 補助事業交付の決定を受けた後に20%を超える減額があった場合は、補助事業変更承認申請書(様式第7号)を提出すること。
✓	⑩ 令和6年3月31日付納期限までの市税を完納していること。（完納していない場合は、補助金を受けることができません）
✓	⑪ 令和6年度において、補助事業と同一の事業にて、他の助成制度による財政的支援を行けた事業、又は受ける見込みのある事業でないこと。
✓	⑫ 補助金の収支に関する帳簿及び関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後、10年間保管しなければなりません。
✓	⑬ 本申請に関し、浜松市から検査・報告等の求めがあった場合は、これに応じること。
✓	⑭ 申請者その他の提出書類の内容に虚偽がなく、偽りその他不正な手段による申請ではありません。また、万一虚偽があった場合その他支給決定の取消事由に該当したときは、浜松市に対して補助金を返還します。